

さらべつ議会

令和2年11月10日 発行/更別村議会 編集/議会運営委員会

174



産業文教常任委員会調査

8月27日産業文教常任委員会を開催し、所管事務調査を行いました。農作物の生育状況について説明を受けた後、現地調査を行いました。

議会日誌

14

意見書を提出

13

国に対して意見書を提出しました

委員会レポート

13

6人の議員が7項目について質問

一般質問

5

審議結果

4

第5回臨時会

3

第3回定例会

2

令和元年度6会計決算を認定

第3回定例会

一般会計 歳入55億2799万5千円 歳出54億8652万5千円

令和元年度6会計決算を認定

第3回定例会は、9月9日から17日までの9日間の会期で行われました。

開会日の9日は、報告、人事案件、条例制定、条例改正、規約の変更3件、事務の委託、村道の廃止、村道の認定、一般会計ほか4特別会計補正予算について審議され、条例の制定が常任委員会に付託されました。11日、14日は、一般会計ほか5特別会計決算の認定が審議されました。最終日の16日は、常任委員会に付託された案件、意見書案3件が審議されました。また、6人の議員が7項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残り、閉会しました。

報告

▼令和元年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告

令和元年度の決算について、健全段階と判定された旨の内容が議会に対して報告されました。

条例の制定

▼まち・ひと・しごと創生基金条例制定

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄付金を適正に管理運営することを目的として、条例を制定するものです。

任命同意

▼教育委員会委員の任命同意
教育委員の任期満了に伴い次の方の任命に同意しました。

若葉町 草深 恵美氏

条例の改正

▼学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定
学校給食費に係る会計を適切に運営するため、学校給食センター運営委員会に監事2名を置くこととし、その役割について定めるなどの改正を行うものです。

組合規約の変更

▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
▼北海道市町村総合事務組合規約の変更
▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
組合への加入者変更等に伴い規約の一部を変更するものです。

事務の委託

▼戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託
北海道自治体情報システム協議会において、今年度から戸籍システム共同利用の第3グループに参加するため、その代表庁である仁木町へ戸籍事務を委託することに伴い、規約を定めるものです。

村道路線の廃止・認定

▼村道路線の廃止
▼村道路線の認定
道路工事の施工に関し、村道路線の延長に変更が生じたため、コムニ1条線を廃止し、新たに認定するとともに、新規にコムニ2通りを認定するものです。

補正予算

▼一般会計補正予算(第5号)
主には、(仮)新コムニ2団地宅地整備事業の増額で、5千723万7千円の追加補正を行い、総額56億978万円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正



予算(第3号)

〔事業勘定〕

主には、財政調整基金積立金の増額で、1千101万1千円の追加補正を行い、総額5億7千198万7千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

〔事業勘定〕

主には、介護保険事業基金積立金、過年度過誤納還付金の増額で、606万8千円の追加補正を行い、総額3億7千790万2千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

主には、(仮)新コム二団地宅地整備事業に伴う水道設置工事費の増額で、1千371万7千円の追加補正を行い、総額1億9千908万3千円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

主には、(仮)新コム二団地宅地整備事業に伴う下水道設置工事費の増額で、3千万6千円の追加補正を行い、総額3億1千92万8千円となるものです。

決算認定

▼令和元年度一般会計歳入歳出決算認定

▼令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼令和元年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

▼令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

▼令和元年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

▼令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

以上の6件は、2日間の審議の結果、全て認定されました。

監査委員の審査意見

監査委員は、毎会計年度、村の決算が正しく行われているか審査し、村長に意見書を提出します。村長は、監査委員の意見書を付けて、決算書を議会に提出し認定を受けます。

… 意見書の概要 (審査結果) …

審査に付された令和元年度一般会計ほか3特別会計の歳入歳出決算に関し、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金管理運用状況調に基づき審査を行い、また、2つの公営企業会計決算に関し、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属明細書等に基づき審査を行った結果、計数に誤りは認められなかった。また、健全な財政運営に努めるとともに、基金の運用についても適正に執行されていたと認められた。

令和元年度各会計決算

(単位：千円)

会計別			歳入	歳出
一	一般会計		5,527,995	5,486,525
特別会計	国保会計	事業勘定	574,905	563,855
		診療施設勘定	321,035	320,935
	後期高齢者医療事業		55,174	55,122
	介護保険	事業勘定	358,483	353,892
サービス事業勘定		2,111	1,978	
計	合計		1,311,708	1,295,782
企業会計	簡易水道事業		239,918	242,797
	公共下水道事業		218,792	253,629

第5回臨時議会

第5回臨時議会が、10月9日に行われました。提案された議案はそれぞれ可決されました。

▼(仮)新コム二団地宅地造成・コム二1条線外改良舗装工事申請負契約締結

予定価格5千万円以上の契約に関し議会の議決を必要とするものです。契約額は6千292万円です。

▼一般会計補正予算(第6号)

主には、光ファイバ整備運営経費支援事業の減額で、6千340万4千円の減額補正を行い、総額55億4千637万6千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

〔診療施設勘定〕

主には、新型コロナウイルス感染症対策事業の増額で、159万7千円の追加補正を行い、総額3億4千435万2千円となるものです。



一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
6	旧レストラン白樺の現状と方向性について	織田 忠司
7	交付金終了後の熱中小学校と施設等の管理、運営について	上田 幸彦
8	本村教職員の働き方改革の推進実態について	安村 敏博
9	療育訓練施設通所交通費助成事業実施要綱は、障害者権利条約、障害者総合支援法の理念にかなうものと言えるか	遠藤 久雄
10	学校等における更別村ふるさと教育について	小谷 文子
11	学校給食のふるさと給食について	
12	更別まるとブランディングプロジェクトについて	太田 綱基

旧レストラン白樺の現状と方向性について

長——老朽施設の取り壊し、及び適切な売却を視野に検討を進める



織田議員

織田議員 平成28年に寄付を

受けた旧レストラン白樺の現状は、施設の近くまで樹木が繁り、旧レストランは窓ガラスも割れるなど廃墟に近い状態になっています。白樺は昭和49年に楽園ファームレストラン白樺として営業を開始。その後温泉、遊歩道、キャンプロジなどを整備していますが、昭和53年に経営を民間の会社に委託し、61年に休業をしています。

翌年には、民間の会社に売却して営業を再開するも平成8年に営業休止となり、平成10年に土地を買い戻し、11年に民間の病院に売却。その時に、保養所も建設されています。平成28年になって、施設、土地が寄付されています。

このように歴史のある施設の寄付を受けるに当たっては、村としても活用の見通しがあつたと思いませんし、又、その後においても、調査、検討が進められたと思います。しかし現状は、多少の管理は行われていますが大変残念な状態になっています。

美しい村づくりを進め、まして村内で唯一の冬の観光地の近くにこのような村所有の建物があるのは、いかがでしょうか。

この旧レストラン白樺を含めた施設を、民間の力を借りて再利用されるか、あるいは解体などをして自然に戻すのか、他に現状を打開する道があるのかを村長にお伺いします。

村長 旧レストラン白樺

につきましては、昭和40年代に計画された楽園ファーム構想に基づき、昭和48年にレストハウスとして建設され、昭和49年にオープン、昭和50年

には温泉ボーリング工事が完了いたしました。

その後、オイルショック以来の不況が続ぎ、次第に利用者が減少したことから、昭和53年5月に村の直営を休止し、民間に経営を委託することとなりました。しかしながら売上も振るわず、昭和57年には営業を休止いたしました。

その後、昭和62年に土地、建物を民間企業に売却し営業が続けられたものの、平成8年に再び休業状態となったことから、村は平成10年、売却先から土地、建物を買戻し、平成11年、別の方に売却いたしました。

新たな所有者は、敷地内に鉄骨造の建物を建設し保養所として活用しておりましたが、平成28年、村に対し、土地、建物を寄付したいとの申し出があり、これをお受けしたところでした。

村では、土地、建物の利活用に関し、土地利用会議において、購入希望者がいるので

あれば、売却する方向で確認をしたところですが、同時に村としての利活用の可能性についても検討を行ってまいりました。現在のところ、村としての具体的な利活用の方策を見出すには至っておりませんが、購入希望の申出があつた場合には、購入希望者の利活用の内容を見極めたうえで、適切に売却することを視野に入れて検討したいと思っております。

敷地面積が2,651㎡と広く、景観に配慮するような行き届いた管理を行うには費用もかかることからなかなか難しく、現在は必要最小限の管理に止めているところです。しかしながら、織田議員ご

指摘のとおり、雑草も生い茂り、建物は老朽化から損壊が著しく、景観上の問題があること、また、防火・防犯の観点からも決して好ましい状態でないことは認識しています。

建物については、仮に購入を希望する方に売却することとなった場合には、その利活用を売却した方に判断していただくこととしていることから、取り壊しなどは行わず、寄付を受けた状態を維持してまいりました。基本的には、売却する場合には現状のままと考えていますが、建物のうち旧レストラン白樺については、損壊が激しいため、今後取り壊しも検討しなければならぬと考えています。



交付金終了後の熱中小学校と施設等の管理、運営について

長——熱中小学校事業と施設管理を分離した事業展開を進める



上田議員

上田議員 十勝さらべつ熱中小学校は、平成28年度から国の地方創生推進交付金の採択を受け、旧開発跡地で展開されている事業であります。

運営費で大きな財源であった交付金が今年度で終了すること、事業の委託先である北海道熱中開拓機構の5年間の指定管理契約も満了となることから、今後の熱中小学校の方角性と、存続するならば運営費等をどの様に確保するのか、であります。

との連携や食堂、マルシェ等の活用による市街地の賑わいの創出。「ひと」の効果として人材育成や移住定住、交流人口の増加、新たなコミュニティ活動の形成。「しごと」の効果として起業や企業誘致、特産品開発等による雇用の場の創出など、この事業への期待は、大変大きなものがあると考えます。

事業の採択から4年、学校開校から3年を経過し、来年4月からは、国からの交付金がなくなれば、当然、自立で歩むことになると思います。過去の経過をみると、スタッフが確保や施設の維持管理など経費の面で非常に厳しいものがあり、運営のためには、過去の分析と、それらに基づいた対策が必要だと考えることから、次の点について質問します。

1. 熱中小学校が開校されて3年半が経過するが、起業や移住定住者数、関連事業の実施や計画を含め、どれだけの成果があったか。
2. 指定管理者を募集するにあたって、関連施設である宿泊、食堂、マルシェ等の積極的な活用で市街地の賑わい創出のため、「街の駅」的な発想のできる業者を選定できないか。
3. 事業の推進のため、村から地域おこし協力隊の派遣を計画しているようだが、具体的にどの部署に何人配置するのか。また、新たな財源確保や施設周辺の環境整備などが必要と思うが、その考え方があるのか。以上、3点について村長に質問します。

村長 1点目につきましては、生徒数は延べ857人、内村民の受講率は平均23%で、関係人口の創出は、年間約10,000人に上り、起業された方の数は、村内6件、村外11件となりました。

村は、多くの「生徒」が学びの場、新たなコミュニティ形成の場として訪れるようになり、生徒等による本村の情報発信により、経済効果も含めて大きな効果をもたらしたと評価しています。

また、連携・横展開事業として、サテライトオフィスの活用により、企業や研究機関の誘致など、多くの事業に結びついたと認識しています。

2点目については、現在募集の準備を行っており、今後、内容の周知、選定委員会における選定等を行う予定です。

ご質問にあります「街の駅」につきましては、宿泊施設等の管理とともに、宿泊施設等の積極的な活用による賑わいの創出、村民にとって潤いのある、また村外から訪れる方と交流が深まる場所につながる提案を期待しています。

3点目については、現在調整中であり、方向性としてお答えします。

熱中小学校事業は、多方面への効果があり継続してまいりたいと考えています。計画当初、自立が実現できなければ英断を持つという考えでし

たが、これまでの成果を鑑み、私はこの言葉を撤回し、継続をお願いしてきたところでございます。

とはいえ、村からの負担を抑制する必要があることから、運営は団体設立、あるいは生徒等によるボランティアの運営委員会を中心に展開し、事務局には地域おこし協力隊2名を派遣し、マネジメント、生徒・講師の連絡調整などを考えています。事業の実施に際しての新たな財源として、企業版ふるさと納税の活用も検討しています。

また、新たな事業として「熱中インタナショナルシップ事業」を計画し、これは2拠点生活や移住・起業への結びつきを目指すものです。本事業の実施に向けて、新たな法人の設立など準備を進めています。

さらに施設の周辺環境につきましまして、改善が必要であると認識しており、時期につきましては、「街の駅」構想の考え方を含めて方向性を整理し、手戻りのないよう、検討・調整してまいります。

本村教職員の働き方改革の推進実態について

教育長——特措法の指針に基づく規則の制定等教職員の負担軽減に努めている。



安村議員

安村議員 先的一般質問では、新型コロナウイルス対策での児童生徒について見解を求めましたが、教育現場での実態についてもしっかりと把握する必要がありますと考えます。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っている事になります。学校対応要望が増すなかで教職員の負担は益々増加傾向にあります。そこで、学校における働き方改革を推進する必要があります。教職員のサービスを管理する教育委員会が講ずるべき措置として(1) 在校等時間の上限を教育委員

会規則等に定める。(2)ICTの活用やタイムカード等による勤務時間の計測管理。(3)休息時間や休日の確保。(4)一定時間を超えた場合の医師による面接指導、勤務時間帯での

休息時間の確保。(5)在校等時間の長時間化防止のための業務分担見直しや環境整備等の取組について、指針5項目が示され、令和2年4月1日から適用するとされています。

新型コロナウイルス対応も加わり、教職員の更なる業務増加が実態として発生しているなか、行政、学校、保護者、地域が現状認識をしっかりと共有し改善を図る必要があると考えます。それらを踏まえ、教育長に質問いたします。

①近年多忙化する教職員の勤務実態をどのような対応にて把握しているのか。
②教職員について特措法に定める「指針」を踏まえ、働き方改革による在校等時間の上限に関する方針を定め、

規則厳守化を図る必要性があるのではないか。

③今後、少年団・部活動を持続可能なものにするための負担軽減策や各種大会を含めた活動につき、どのように考え対策を講ずるのか。

教育長

教職員の長時間労働の実態は全国的に深刻であり、精神疾患の発症に伴う休職等が数多く発生してきたと認識しています。

このような中、教職員の負担を軽減し、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには学校における働き方改革が急務であるとして、昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。改正法では「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされ、文部科学大臣が当該

指針を定めるとの条項が新たに規定された上で、本年4月に施行されています。この指針の中に、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、在校等時間の上限等に関する方針の規定、在校時間の客観的な計測、休憩時間等労働基準法等の遵守、面接指導や休息時間の確保、長時間化を防ぐための取組の実施、計五つの項目が示され、業務量の適切な管理及び教職員の健康・福祉の確保を図ることが定められたことから、当教育委員会においても必要な取組を進めてきているところで

です。規則の中で上限時間については国の指針で明示している原則ごおりの時間を定めており、これを超える実態がある場合は、校務分掌の適正化や必要な執務環境の整備など、学校の管理運営上の問題点を改善するように指導を行っています。

ご質問の1点目ですが、本村教育委員会ではパソコンソフトを用いた「更別村立学校職員勤務管理システム」により出勤時間を把握・管理しており、各学校の管理職が月ごとにまとめて教育委員会へ結果を提出することで実態把握を行っています。

ご質問の3点目ですが、平成30年11月に、道教委の取組を参考に「学校における働き方改革」更別村アクションプラン」を作成し、同プランの中で「部活動等の指導に関わる負担の軽減」を定めています。この中で、部活動については週当たり2日以上以上の休養日を設けること、週末等に大会へ参加した場合は休養日を他の日に振り替えること、学校閉庁日は部活動休養日とすることなどを規定し、学校及び後援会のご理解をいただきながら進めてきています。

また、少年団に対しては本趣旨への理解を深めていただくため、適時通知等を行い教職員の負担軽減に繋がるよう努めているところで

です。

療育訓練施設通所交通費助成事業実施要綱は、障害者権利条約・障害者総合支援法の理念にかなうものと言えるか。

長—— 条約等の理念には矛盾していないと考えているが、より理解される要綱を整備する



遠藤議員

遠藤議員 2006年、国連

で採択した障害者権利条約を、日本は2014年に批准し、締結国となりました。権利条約の理念は、全ての障害者を「一人の人間」「権利の主体」と捉え、生活のさまざまな場面に於いて、その人格（尊厳）の尊重を批准国に求めています。条約第19条で①全ての障害者が他者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利。②居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選ぶ機会を有する。③地域生活に必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有するとしています。更に4年後に制定された障害者総合支援法では

「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で支援が受けられる」等の理念を定めました。こうした理念を確実に具現化することで、誰にとっても住み続けられる村となるのだと確信しています。

障害のある子どもにとって、生きづらさとなる要因は千差万別であり、その子らを支援する療育施設の、療育方法・内容等もさまざまです。だからこそ親は我が子にふさわしい施設に任せたく、必死にさがそうとするのです。

しかし、本村では療育訓練施設通所交通費助成事業実施要綱に定めた4つの施設のいずれかに通所する場合に限り、交通費の1/2を助成すると定めています。この定めは先に述べた「全ての障害者が他者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利」の理念にそぐわないと思いません。村長の見解を求めます。

併せて交通費の助成額を1/2とする根拠もお示しください。

村長—— 質問には、事業

の実施要綱に定めている機能回復訓練又は治療を目的とした施設として4つの施設、南十勝子ども発達支援センター、帯広聾養育センター、帯広盲学校、帯広児童養育センターのいずれかに通所する場合に限っていることが障害者の権利に関する条約や障害者総合支援法の理念にそぐわないのではないかと、このことですが、療育施設の選択につきましては、議員がおっしゃるとおり、お子さんにとってよりふさわしい施設に合わせるため、保護者の方におかれましてはご努力されていることと思えます。

現在では十勝管内でも児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施する民間事業者の参入も進んでおり、利用者の選択肢も増えている状況の中、規定されている4つの施設以外へ通所される場合も当然あるかと思われませんが、そのようなケースにもしっかりと対応するよう、4施設以外への通所に対する助成につきましては、要綱にあります。「その他村長が認めた施設」として、これまでも実施しているところです。

私も議員がおっしゃいますとおり、障害者の権利に関する条約における「平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利」や、障害者総合支援法における「共生社会の実現」など、その内容・理念につきましては大いに賛同するところです。しかし、通所していることがその理念を否定するものではないと考えています。また、十勝管内においてもこのような交通費の助成を実施していない自治体も複数ございますが、だからといって療育訓練施設の通所に係る交通費に対する支援がないということが、障害者の権利に関する条約や障害者総合支援法などの理念に矛盾するということではないものと考え

えています。本要綱に規定されている4つの施設のほかに、児童の通所が想定されるすべての療育訓練施設を規定することは現実的ではございません。しかし、議員がおっしゃるとおり、たしかに4つの施設のみが規定されていることで少々わかりづらく、誤解を招く恐れもございますので、十勝管内にある療育施設への通所に係る助成を想定に、今後要綱の改正に向けて検討していくことと致します。

また、もう1点のご質問の交通費の助成額を1/2としていることについて、本事業につきましては、保護者や児童へ寄り添った支援として、保護者の負担軽減を図るよう実施しておりますが、助成額につきましては、十勝管内の施設への通所を想定した交通費の額や、他の施策による支援、助成事業等を勘案し、公共交通機関利用料相当額の1/2以内としておりますことを、ご理解いただければと思います。

学校等における更別村ふるさと教育について

校長——郷土愛に満ちた子どもの育成にとつて欠かせないことから更なる取組を進めたい



小谷議員

小谷議員 令和4年、更別村は開村75周年を迎えます。振り返りますと昭和47年には「更別村史」を、平成10年には「更別村史続編」が発刊されその後25年間（平成7年〜令和2年）を、現在更別村史編さん委員会でご努力されている所です。

まず「更別村ふるさと教育」ですが、これは平成28年度より教育委員会として推進していると同っておりです。地域を活用し「ふるさと更別村」への愛着や誇りを育み、地域社会の一員としての自覚や将来を担う人材の育成等です。この事は、私達の子供時代と全ての環境が良い意味で変化し、異なる今の社会であるか

らこそ子供たちの未来に向けて、今後益々地域性を活かした人と人・心と心の繋がりが重要であり、ふるさとの学びは必要不可欠である訳です。たとえ更別村を離れたとしても心に刻まれ、精神的な支えとなる場合もあるでしょう。

次に生涯学習には、家庭教育・社会教育そして学校教育の中に「ふるさと教育」が含まれ、各学校に於いて総合的な学習の組み直しや工夫もさされているとお話。昨年4月からは、更別村コミュニティ・スクールも待望の始動となり、「地域とともにある学校、地域で子どもを育てていく仕組み」で、更なるふるさと教育の推進がなされて来ていると伺いましたし、現実には心暖かな住民による「みんなの学校応援団」が増えて来ている事は、嬉しく感ずる所です。一方で更別村は住民が広域で生活する中で、4年目に入ったこのふるさと教育の取り

組みと、更に関連性の高い2年目のコミュニティ・スクールどちらも、まだまだ認知されていない所もある様にお聞きしております。ふるさとを知り学び、そして生きる力や人間形成に大切なふるさとからの学習。子供たちだけの事ではなく、例えば共々に暮らす様々な年代の方から知恵や経験値を教わる事も、ひいては地域貢献の一助にもなり喜びとなるでしょう。

この地域に密着した素晴らしい取り組みが継続され、子供たちを中心とした住民の応援団の輪が広がる様に周知と理解が急務と考えますが、ふるさと教育に対する教育長の見解を求めるものです。

教育長

「ふるさと教育」自体は平成28年度から明確化したものですが、本村では以前から地域に関わる教育を進めており、小学校では副読本として3年生・4年生用に「郷

土読本さらべつ」を作成し、社会科の授業や総合的学習の時間を活用して地域のことを学んできているところです。また、JAさらべつ青年部の協力による食育活動、更別農業高校生との花の苗植えや実習で飼養している乳牛との触れ合い体験、人生の大先輩である末広学級生との交流会などを実施してきています。

更に、昨年度からコミュニティ・スクール(CS)が開始し、今年度からは専任のコーディネーターを配置して、地域の力を借りながら様々な活動が続けています。8月に行われた各学校運営協議会・CS委員会では、これまでの協議を経て「更別村の目指す子どもの姿」の方向性が示され、子どもの成長を学校任せにすることなく地域と家庭が協力し合つて、「学び」「心」「体」「郷土愛」の4部門について、それぞれの立場で何ができるか具体的に意見交換を行い、将来の更別を担う人材の育成を目指しています。

また、CSに関わる社会教育事業として「みんなの学校応援団」の登録が進められ、

9月1日現在28事業所、11個人の登録をいただき、学校を支援する協力体制が広がりを見せています。この地域の取組を更に活発化させるためCSに関わる情報提供を行い、更別の子は更別が育てるんだという気運を高めていきたいと思ひます。これらの取組や活動は、全戸配布の各学校だよりやCS通信でお知らせをしています。今後も地域の「ひと・もの・こと」を通じ、皆さんのご理解とご協力をいただきながら、発達段階に応じたふるさと教育を推進して参ります。

私は、本村の未来を担う子どもたちの育成にとつて「ふるさと教育」は欠かせないものと信じており、各学校の経営方針にも盛り込んでいたに思ひますが、学校だけが必死に取り組んでも教育の成果は得られないものと考えられることから、「ふるさと教育」により心豊かで郷土愛に満ちた子どもになるよう、多くの方のご協力をいただきながら更なる取組を進めて参りたいと思ひます。

学校給食のふるさと給食について

校長
——年間通して取り組んでおり、安全・安心な食材確保の面から現状を維持する

小谷議員

国では学校教育法が昭和22年に、学校給食法は昭和29年に施行され、児童生徒の栄養補給を目標として始まり、その後子供たちの心身の健全な発達に教育上の役割が認められ、学校給食が教育活動の一環として定着して来たと伺っております。

更別村では、昭和40年より学校給食が開始され、現学校給食センターは昭和54年に新築、平成24年からは更別幼稚園・上更別幼稚園（現認定こども園）・更別小学校・上更別小学校・更別中央中学校に、令和元年度一日平均357食の配食数（平成29年度380食）とお聞き致しました。

われ、献立が考えられて行く様です。

中でも平成19年より「ふるさと給食」が始まり、目的としては十勝や更別村で採れる新鮮な食材について知り、郷土への関心や理解を深め地産地消と食育の推進を図り、より安全安心な給食の提供とございます。特に6月・9月・11月は推進月間として、給食センター・JAさらべつ・各学校が協力する取り組みとの事。

先に述べました食育の観点から「生きる事は食べる事」です。住んでいる更別でふるさと給食から、改めて知り学ぶ事は大切です。

ふるさと給食助成金として村より初年度平成19年度は50万円、令和2年度は150万円と増加傾向ですが、年間回数は変わらず2回位とお聞きしました。（以前3回の年もあり）13年間継続しているのは良い取り組みの証ですし、子供たちが食育は勿論

更別の食材から、美味しく尚且つ学びに繋がる事は、誰もが応援したいふるさと給食の充実です。しかし助成金はほぼ3倍に増加しておりますが、推進月間もある中、年間回数の増加に至らない理由と、JAさらべつとの協力とございましたが、ふるさと給食の農畜産物など食材提供者の選定方法と2点、教育長の見解をお伺い致します。

教育長

令和元年度更別村学校給食センター運営委員会出総額は1731万3711円であり、これに関わる財源の一部として「ふるさと給食事業助成」150万円が充てられています。

はじめのご質問「ふるさと給食の年間回数の増加に至らない理由」ですが、質問の内容のとおり、年3回、6月・9月・11月を「ふるさと給食月間」と位置付け、給食に地

場産の農畜産物の提供をしているところ。特にこの3か月間は旬の食材が調達でき、6月はアスパラガス、9月はメークイン、11月は玉ねぎ・かぼちゃ・更別和牛・友好姉妹都市の東松島市産お米・焼き海苔等を提供できる期間でもあります。このため、この期間においては地元で収穫されたメニユールであることを知らせる文書を各教室に掲示し子どもたちに学習してもらおうと同時に、本村に配置されています栄養教諭が給食時に各教室を回り、ふるさと給食について直接説明する時間を設けています。しかしながら、

付くことから、この指導体制は維持していきたいと考えています。

次に、「ふるさと給食の農畜産物など食材提供者の選定方法」についてですが、まず食材の確保等を安心して任せることが出来る「JAさらべつ」を主要業者として進めています。また、JAさらべつで取り扱っていないさらべつさんうどん・どんぶり等の特産品、ゴボウ・大根等の根菜類、子どもの日やクリスマス等に提供される行事食については、献立に合わせた村内で提供できる事業者を探し、納入していただいているところです。食材提供者の選定方法については安全・安心な食材を提供できる事業者を選定することが第一と考えますが、ふるさと給食に係る地元の農畜産物については生産者の顔が見え、安全な食材であることが確認されているものであることから、現状の購入方法を維持していきたいと考えます。

特に旬の食材を提供できる期間を強調月間として取り進めることは、子どもたちの食育に対する取組にもメリハリが

更別まるごとブランディングプロジェクトについて

長——交流人口の増加に向けたハード・ソフト両面からの実施計画を策定する



太田議員

太田議員 更別まるごとブランディングプロジェクトは3

か年の事業で1年目は更別の郊外観光ブランディング、2年目は市街地ブランディング、そして3年目の本年は1年目、2年目の郊外、市街地のブランディングと合わせ、観光産業や商工連携による活性化プロジェクトとして取り進めています。3か年の事業費は総額2,730万円で更別村と地域包括連携を結んでいる株式会社スノーピーク地方創生コンサルティングが事業を請負いコンサルティングし、更別村の魅力を民間企業で培われたノウハウを使い再発見してブランド化し、活性化を図ろうとしています。

なかなか課題解決となる具体的な策が見えて来ていないよ

うにも見えますが、どの程度の進捗状況か、1年目、2年目のブランディング事業から導き出された事と、3年目の進捗状況を合わせて今後の具体的な見解をお聞きしたいと思います。

私は、スノーピークのブランド力を色々な形（民間で集客力のあるアウトドア会社が仕掛けるキャンペーンやそのノウハウ。スノーピークのタイプを使った商店街づくりで映えを狙うなど）で活かしていかなければならないと思っておりますし、それが更別の魅力と合致し、長く継続していけるものにしていかなければならないと思っております。今後、更別村はどのように地域包括連携を結んでいるスノーピークと関わっていくのか、更別まるごとブランディングプロジェクトの事業が終了した後も含め村長の見解

をお聞きしたいと思います。

村長 本事業につきましては、地域の観光資源の開発や磨き上げにより、首都圏からの交流人口の呼び込みと、

地域を巻き込む事業展開の実践により、様々なプログラムの実施により将来を担える人材を育てるとともに、地域の活性化と賑わいを創出することを目標としています。

計画の検討に際しては、事業1年目に「さらべつブランディング協議会」を設立し、関係機関・団体の皆様のご協力のもと「郊外地のブランディング」をテーマに協議を重ねています。協議会での意見交換や村外の方を対象にしたアンケートのご意見、さらには各種調査を参考として、「十勝・更別」の風景が、道外の観光客の方が持つ「北海道」のイメージに最も近いこと、また空港から近く交通アクセスに有利性があること、

といった観点から、本村を「十勝の『野遊び観光』の拠点」とする提案、また「大規模農業とアウトドア」によるブランディング化、などについて提言を受けています。

2年目は、平成22年度に策定しました「更別村市街地活性化計画」における各事業の実施状況について検証しつつ、市街地の賑わいをもたらすために今後必要となるもの、あるいは将来にわたって更別に残したいものなどについての議論を深めています。

公共施設の利活用の効率化、冬季の集客施設の不足、居住環境の向上の必要性等について、意見交換を行っています。

このほか「村内どこでもキャンプができる環境の整備」「観光・集客施設の名称の見直し」「案内看板の統一化」など、これまでの議論を踏まえて提案があるところですが、実現に当たっては、制度的な課題とともに、ブランディングや活性化を推進する担い手の不足が提起されています。令和2年度については最終年度であることから、本村の課題やこれまでいただいたご

意見等を踏まえ、村民が気づかない本村のもつ魅力の活用にも努めるとともに、交流人口の増加に向けたブランディングの具体化と本村にふさわしいブランド化による賑わいの創出を目指し、ハード・ソフトの両面からの実施計画を策定してまいります。

一方で、国内外において大きな課題となっております新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな生活様式への対応が必要です。

目標とする「交流人口の拡大」とともに、「感染防止対策」の視点を踏まえつつ、計画策定に努めてまいります。

また、スノーピーク社との連携については、お互いの資源の活用と協力により、まちづくりを推進することを目的に、平成29年9月30日に包括連携協定を締結しています。

本村のまちづくりに関する様々な取り組みについて、今後も協定を継続したく、相手があることではありますが、事業の終了後においても協力関係を維持してまいりたいと考えています。

産業文教常任委員会

▼調査事項

農作物の作況について

▼調査期日

8月27日

▼調査結果

春の播種作業は概ね順調に進んでいたが、ゴールデンウィークから6月中旬までの少雨の影響により豆類の発芽に遅れが出た。

秋まき小麦は6月中旬から約半月、日照不足が続いたが、その後収穫期まで天候に恵まれ無事収穫を終えて乾燥調整中である。

馬鈴薯は収穫中だがゴールデンウィークから6月中旬までの少雨、5月下旬から6月中旬までは極端な高温の影響により茎が徒長し、芋の数は極端に少なく、一個重は重い。二次生長が見られる。

金時、大手亡、小豆、大豆、甜菜の五作物については現地調査で確認した。

(1) 金時 生育、着莢数ともに平年並み。収穫

が始まっている。

(2) 大手亡 生育、着莢数ともに平年並み。

(3) 小豆 生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(4) 大豆 生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(5) 甜菜 移植、直播ともに少雨、日照不足により根部肥大は遅れている。

調査の結果、豆類は発芽に遅れが出たがその後の天候で生育は平年並みに追いついている。これから登熟期を迎えるが近年極端な天候が続く、安心出来ない日が続くが、更別村が基幹産業として長年努力を重ね取り組んできた基盤整備や土づくり、そして農業者の弛まぬ努力が功を奏し豊穡の秋を迎える事を期待する。

意見書

国に対して意見書を提出しました

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることを求めるものです。

(提出者) 松橋 昌和
(賛成者) 遠藤 久雄、上田 幸彦、小谷 文子
太田 綱基、安村 敏博、織田 忠司

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

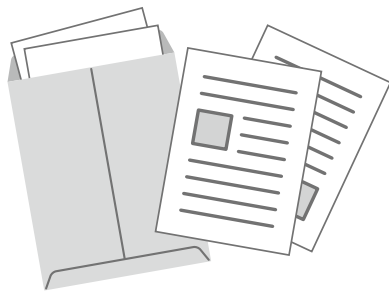
新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしている中で、地方自治体は、福祉・医療、教育・子育てなど喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されることから、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、配慮されるよう求めるものです。

(提出者) 太田綱基
(賛成者) 遠藤久雄、上田幸彦、小谷文子
松橋昌和、安村敏博、織田忠司

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

本道は近年、自然災害時に発生する交通障害、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。こうした中、道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、特段の措置を求めるものです。

(提出者) 安村 敏博
(賛成者) 遠藤 久雄、上田 幸彦、小谷 文子
松橋 昌和、太田 綱基、織田 忠司



インターネット議会中継を行っています。

更別村議会では、開かれた議会を目指し、より多くの村民の皆様に議会の様子を見ていただく為に、インターネット議会中継を行っています。

インターネット議会中継は、リアルタイムでの中継はもちろん、お好きな時間に好きな場所から中継録画を視聴いただくことが可能です。

URL <https://www.sarabetsu.jp/gikai/tyukei/>

更別村議会 議会中継 で **検索**

※インターネット回線の状況や視聴環境等により、映像や音声が届きにくく停止するなど、正常に視聴できないことがあります。また議会中継は、予告なく終了することがありますので、ご了承ください。議会中継ページ上の注意事項をお読みになり、同意の上ご利用いただきますようお願いいたします。

スマートフォンやタブレットからも視聴可能です。
ぜひ一度チェックしてみてください。



12月定例会（予定）

12月10日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

.....

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117

議会議日誌		8月	21日 十勝町村議会議長会臨時会 時に議長出席	9月	9日 議会運営委員会
		21日 十勝町村議会議長会議 長研修会に議長出席	9日 第5回議会臨時会 9日 南十勝町村議会議員研修会に全議員出席		
9月		27日 産業文教常任委員会	23日 議会運営委員会（広報）	24日 さらべつスーパー	9月16日 第3回議会定例会
		28日 北海道議会農政委員会 道内調査に議長出席	22日 議会運営委員会（広報）	2020に議長出席	26日 十勝さらべつ熱中 小学校第7期入学式 に議長出席

▼9月16日歴代1位の長期政権であった安倍内閣が総辞職し、菅内閣が第99代首相としてスタートしました。菅内閣は、コロナ禍と消費税増税等の影響もあって、経済が低迷する中での船出です。

▼政策では、行政のデジタル化を一本化して進めることを柱としたデジタル庁の新設が計画されており、今後の推移によっては、私たちの生活様式も変わることが予想されます。

▼基幹産業である農業は、日照不足や長雨によって地域差はあるものの作物によっては、大変厳しい状況になっており、今後の農業の推移を見守りながら良い出来秋を迎えられることを願っています。

▼今年は5年に一度の国勢調査年です。全国的に人口減少が進む中で村の人口も三千人を割るかどうかにあります。保健、医療、福祉、子育て支援など細やかな村政で、住みたい住み続けたいまちづくりを村民皆さんと一緒に実践できることを期待しています。

（上田委員 記）

